

トルコ
意匠規則

1997年12月31日改正の施行規則を含む，意匠保護に関する法律 No. 554 に基づく施行規則
目次

第1部 総則

第1章 目的，範囲，定義，出願日，出願場所，保護適格者

第1条 目的と範囲

第2条 法的根拠

第3条 定義

第4条 出願場所及び日時

第2章 保護適格者

第5条 保護適格者

第3章 意匠の創作者として認められる権利

第6条 意匠の創作者として認められる権利

第2部 出願，審査，登録及び更新

第1章 出願様式及び添付書類

第7条 出願様式

第8条 添付すべき書類

第2章 優先権者に係る変更，出願人と意匠の創作者との関係

第9条 優先権者に係る変更

第10条 出願人と意匠の創作者との関係

第3章 審査，不備の修正，出願日

第11条 審査及び出願日

第12条 不備の修正

第4章 登録，登録簿記録，公告及び公告の延期

第13条 登録及び登録簿記録

第14条 公告

第15条 公告の延期

第5章 更新

第16条 更新

第3部 異議申立

第17条 公告に対する異議申立

第18条 異議申立の審査

第4部 登録後の変更

第1章 住所及び名称の変更

第19条 住所及び名称に係る変更

第20条 相続による移転

第21条 意匠権の譲渡

第22条 ライセンス

第23条 無効の効力

第2章 手数料, 謄本, 登録簿及び優先権

第24条 手数料

第25条 謄本

第26条 登録簿

第27条 優先権

第3章 意匠権の放棄

第28条 意匠権の放棄

第5部 最終規定

経過第1条

第29条 施行

第30条 執行

第1部 総則

第1章 目的、範囲、定義、出願日、出願場所、保護適格者

第1条 目的と範囲

本規則の目的は、工業意匠の登録に係る出願書類の提出及び作成の時及び場所に関して遵守すべき手続及び規則並びに工業意匠の保護に関する法律 No. 554 に規定の意匠に係るその他の事項を特定することである。

本規則は、意匠登録規定に従う意匠に対する証明書の付与による意匠の保護に係る原則、規則及び条件を範囲とする。

第2条 法的根拠

本規則は、工業意匠の保護に関する法律 No. 554 の規定を根拠として制定されたものである。

第3条 定義

本規則の適用上、次の事項はそれぞれを意味する。

- (a) 「庁」とは、トルコ特許庁を意味する。
- (b) 「法」とは、工業意匠の保護に関する 1995 年 6 月 24 日の法律 No. 554 を意味する。
- (c) 「意匠」とは、物品又はその装飾の全体又は部分の外観につき五感により感知される線、色彩、織り方、形状、音声、弾性、物質的その他の特徴などの様々な模様の全体を意味する。
- (d) 「物品」とは、工業品若しくは手工業品、複合システムの部品、組物、構成物品、包装、外装、図形的表象及び印刷書体を意味し、コンピュータ・プログラム及び半導体製品を除く。
- (e) 「意匠の創作者」とは、保護されるべき意匠の創作者である。
- (f) 「付託日」とは、登録出願日、又は優先権が主張されている場合は優先日、を意味する。
- (g) 「工業意匠公報」とは、工業意匠が公告される公報を意味する。
- (h) 「分類」とは、工業意匠の国際分類を意味する。
- (i) 「回報」とは、法律 No. 544 第 6f 条及び第 25 条によって庁により管掌される「手数料回報」を意味する。

第4条 出願場所及び日時

国内及び外国出願のすべては、庁又は庁が庁として授権する機関に出願しなければならない。出願日とは、庁又は庁により庁として授権される機関により付与される日、時間、分である。郵送出願は、庁又は第 2 段落の条件内で授権される授権機関における到着日の時点で効力を有するものとする。

第2章 保護適格者

第5条 保護適格者

法律 No. 554 により付与される保護は、トルコ共和国の領域内に居住する若しくは商工業施設を有する自然人及び法人に、又はパリ条約若しくはベルヌ条約若しくは世界貿易機関設立協定の規定から発生する出願権を有する者に与えられるものとする。

前段落にいう者以外の自然人又は法人であって、トルコ共和国の国民に法的又は事実上の保護を与える国の国民である者は、相互主義の原則によりトルコにおける意匠の保護を享受する。

相互主義の原則は、関係国がトルコ国民の意匠を登録済である場合、又は登録事務を執り行なう旨を文書で宣言済である場合に存在するものと受け止められる。

第3章 意匠の創作者として認められる権利

第6条 意匠の創作者として認められる権利

出願が、意匠の創作者以外の何人かによりなされている場合は、当該意匠の創作者は、当該人の名称が優先権書類及び公告及び登録簿において、意匠の創作者として引用されることを請求する権利を有する。

意匠がチームにより創作されている場合は、その旨を願書に表示するものとする。当該何名かの意匠の創作者の名称は願書に列挙するものとし、必要なときは追加頁が使用される。意匠の創作者として認められる権利は、移転又は放棄されることができない。

第2部 出願、審査、登録及び更新

第1章 出願様式及び添付書類

第7条 出願様式

意匠の願書は、本規則に付属書1として付されている見本様式に則り、タイプライタ又はコンピュータ印刷を使用してA4サイズの無地の白紙に作成されるものとし、すべての質問に答えるものとする。

第8条 添付すべき書類

願書とともに次の提出物を要する。

(a) 意匠の表示(8×8cm)10部。表示は、図面、絵、図形又は同様の手段で作成することができるが、ただし、意匠のすべての特徴を明示しなければならず、公告するのに適したものでなければならない。

表示が商標の特徴を含む場合は、その特徴が出願人の名義で商標として登録されたものであれば、認められる。そうでない場合は、商標の特徴を含む部分は、表示上に明示しなければならない。表示が商標の特徴のみから成る場合は、表示として認められない。

(b) 出願手数料納付の領収書原本。複合出願については、出願手数料に加えて追加手数料の領収書

(c) 代理人が任命される時は委任状。委任状は、出願の取下又は取消に係る行為については認証されるものとする。トルコに居住しない者は、当該人の意匠を登録し意匠権を実施するためにトルコにおける代理人を任命しなければならない。

(d) 出願人が法人である場合は、認証された署名の一覧

(e) 意匠の説明書及び表示4部。表示は詳細に説明されていなければならないが、公知の意匠との相違及び請求した意匠保護の部分が示されなければならない。展示、販売、使用、説明、公表又は同様の手段での市場化の日が示されなければならない。

説明書の説明場所が不十分の場合は、追加したページを使用することができる。「表示上に示したように」の文言は、明らかに説明として認められない。

説明書は署名し、日付を付さなければならない。

(f) 複合出願の場合は、意匠の個別の説明書及び表示。説明書及び表示は、(e)にいう意匠ごとに個々に作成しなければならない。

(g) 出願対象物が平面意匠であって、公告の延期が請求されている上で、具体的な模様のすべてを反映した複製のために適切な図面、図案、書画、写真その他同様の意匠の表示を提供することができない場合は、最大寸法20×30cmの物品見本

(h) 優先権が主張されている場合は、主張優先権が出願国の関係庁から取得されていることの証拠書類及びそのトルコ語翻訳文

(i) 優先権主張がトルコにおける博覧会に係る場合は、物品の名称、最初の出展日及び公式開会日を特定する博覧会主催者から取得された書類の副本、並びに展示中の物品の全容を明瞭に示す写真

外国において展示される物品については、(i)に特定する証拠は当該国の関係庁により提供される。

第2章 優先権者に係る変更，出願人と意匠の創作者との関係

第9条 優先権者に係る変更

他国における最先の出願所有者が，トルコにおける出願人とは異なる場合は，意匠権変更の当事者の名称，最先出願の日付が表示され，かつ，出願人又は代理人により署名される付属書1の様式に則る宣言が作成されるものとする。

第10条 出願人と意匠の創作者との関係

意匠の創作者の身元証明が，出願において宣せられるものとする。出願人が意匠の創作者でない又は意匠の唯一の創作者でない場合は，出願権取得方法についての説明提供のために，願書に表示の意匠の創作者が正当な意匠の創作者である旨を主張する出願人又はその代理人により署名される付属書1の様式に則る宣言書が提出されるものとする。

第3章 審査，不備の修正，出願日

第11条 審査及び出願日

庁は，主題と範囲が第3条に則していない意匠登録の出願を拒絶するものとする。

庁は，出願が第26条及び第28条に規定の条件を遵守するか否かを，並びに不備の有無を審査するものとし，不備がないとの結論のときは，出願は，出願が庁に対して又は庁により授権される機関に対して最初になされた日付，時間，分の時点で，出願日を付与される。

優先権宣言が提出されている場合は，庁は，第29条，第30条及び第31条の規定により審査を行うものとする。

第12条 不備の修正

第11条の条件に関して不備が確定される場合は，庁は，次に規定の期間内に当該不備を修正するよう出願人に請求するものとする。

出願は，付属書1の見本に則る願書，及び図面，図案，書画，写真又は同様の意匠の表示であって法第26条第1段落(b)に規定の具体的な模様をすべてを反映した複製のために適切なもの，並びに手数料納付の領収書原本が供託された日付，時間，分の時点をも，出願日として付与される。出願時に当該書類が提出されていない場合は，庁は，当該不備を修正するために1月を与えるものとし，出願日は当該不備が修正される日とする。

庁は，第2段落の範囲外の不備の修正，及び回報に規定の手数料の納付のために，3月を与えるものとする。この3月以内に不備の不遵守の場合は，庁は，手数料回報に従う規定の手数料の納付を条件として，追加の1月を1度のみ与える。当該不備が上記の期間内に修正されるときは，出願は，当該不備出願が最初に提出された日を出願日として付与される。

庁は，不備が第2段落及び第3段落に規定の期間内に修正されない出願を拒絶する。

優先権主張に係る要件が満たされない場合の帰結は，出願についての優先権の喪失のみとする。

第4章 登録、登録簿記録、公告及び公告の延期

第13条 登録及び登録簿記録

出願のすべての条件を遵守しており法第32条及び第33条の規定により出願日を付与されている出願は、意匠登録簿に記入され、かつ、公告日後6月以内に異議申立がない場合は、意匠登録証が付与される。

異議申立の場合は、再審査評価委員会が法第38条に従って審査する。審査の結果により、意匠が部分的に又は完全に取り消され、又は登録が維持される。再審査評価委員会の決定により、意匠登録証が付与される。

次の事項が、登録簿に記録されるものとする。

- (a) 出願番号及び出願日
- (b) 出願人の名称、国籍及び住所
- (c) 登録番号
- (d) 意匠の表示
- (e) 意匠が一体化されている又は使用されている物品の分類及び目録
- (f) 任命されているときは、代理人の名称及び住所
- (g) 意匠の創作者の名称及び住所

第14条 公告

登録簿に記録された意匠は、次の事項を伴って月刊の工業意匠公報に公告されるものとし、庁は、当該期間に拘らず増刊号を発行することができる。

- (a) 出願番号及び出願日
- (b) 登録日及び登録番号、並びに、優先権が主張されている場合は、優先日、優先国及び優先番号
- (c) 意匠権者の名称、住所及び国籍
- (d) 意匠の創作者の名称及び住所
- (e) 意匠の表示
- (f) 任命されているときは、代理人の名称及び住所
- (g) 意匠が一体化されている又は使用されている物品の分類及び目録

第15条 公告の延期

意匠登録の出願時、出願人が公告の延期を請求している場合は、30月の期間以内の請求される延期期間も特定されるものとし、公告延期の請求を伴う出願は、工業意匠公報に公告されるものとし、公告は、登録意匠権者の身元証明、出願日、意匠が一体化されている又は使用されている物品の分類、及び請求される延期期間に係る情報を含むものとする。

当該延期期間は、延期期間の何時でも登録権者の請求により取り消されることができる。庁の請求時、登録権者が3月以内に公告手数料及び複合出願の場合の追加手数料を納付し、原出願時に意匠が一体化されている又は使用されている物品の見本が供託されている場合は複製のために適切な意匠の表示を提出したときに、第14条により公告がなされる。

当該規定が3月以内に遵守されない場合は、意匠登録から発生する権利は、出願日から存在しなかったものとみなされる。

第5章 更新

第16条 更新

登録意匠の登録は、意匠権者又は当該人により授権されている者の請求により、更新手数料の納付時に更新されるものとする。

更新請求は、保護の終了する月の最終日前の6月の期間内に提出され更新手数料が納付されるものとし、当該期限に間に合わない場合は、請求は、保護の終了する月の最終日から更に6月以内に追加手数料の納付をもって提出されることができる。

更新請求は、申請書及び更新手数料納付の領収書原本をもって提出されなければならないが、庁は、必要なときは、ファイルに欠ける他の書類を請求することができる。更新及び変更に係る不備で登録後に発生した事項は、第12条に規定の期間内に修正されるものとする。

第3部 異議申立

第17条 公告に対する異議申立

自然人又は法人若しくは関連専門機関は、登録意匠の有効性に対して、次の事項を伴う異議申立を公告後6月以内に庁に対して提出することができる。

- (a) 本規則の付属書4により作成した異議申立の正当性を説明する申請書
- (b) 回報に規定の手数料の納付の領収書原本

これらの書類が提出されないときは、異議申立は審査されない。

庁は、追加書類、証拠及び裏付資料が1月以内に整えられることを請求することができる。請求された追加書類及び裏付資料が上記の期間内に庁に提出されない場合は、異議申立はなかつたものとみなされる。

裏付資料を伴う異議申立は、意匠権者に伝達され当該人に意見書の提出を可能ならしめるものとする。

第18条 異議申立の審査

異議申立の審査中に、庁は、庁が適当とみなすときは必要な頻度で、当該当事者の意見書を請求することができ、関係当事者に当該当事者により提出された意見書及び抗弁を伝達することができる。

公告日の6月後に異議申立された意匠について、当該当事者の証拠及び意見書の範囲内で再審査評価委員会が決定する。

法第43条第1段落(a)及び(b)の規定内で提出された異議申立の受理は、その結果として、意匠登録証の無効及び法第45条の規定の施行となるものとする。

意匠登録証の無効は、工業意匠公報に公告されるものとする。

第4部 登録後の変更

第1章 住所及び名称の変更

第19条 住所及び名称に係る変更

意匠権者は、意匠に係る変更を何れも庁に通知しなければならない。意匠の登録後に会社の住所、名称及び性格につき変更が発生したときは、当該変更は意匠権者の申請に際し、登録簿に記録されるものとする。当該変更が、意匠権者の新規出願時に確認されたときは、補正は意匠権者の名義で登録される若しくは出願される他の意匠についても申請されるものとする。

次の書類が、会社の住所、名称及び性格につき変更を記録するために提出されなければならない。

(a) 住所の変更につき

- (1) 申請書
- (2) 意匠登録証の原本
- (3) 手数料納付領収書原本

(b) 名称に係る変更につき

- (1) 申請書
- (2) 名称の変更を示す商業登記公報又は当該変更のその他証拠書類の写し
- (3) 意匠登録証原本
- (4) 手数料納付領収書原本

(c) 会社の性格に係る変更につき

- (1) 申請書
- (2) 変更の証拠書類
- (3) 意匠登録証原本
- (4) 手数料納付領収書原本

第20条 相続による移転

相続による意匠権の移転から発生する変更を登録簿に記録するために、次の書類が、提出されなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 裁判所決定
- (c) 手数料納付領収書原本
- (d) 意匠登録証原本

第21条 意匠権の譲渡

意匠登録出願又は登録意匠権は、譲渡に服することができる。

次の書類が、譲渡につき提出されなければならない。

- (a) 譲受人及び譲渡人双方の署名及び宣言を含む認証譲渡証明書
- (b) 意匠登録証原本
- (c) 手数料納付領収書

- (d) 譲受人が法人であるときは署名一覧
- (e) 代理人が任命されているときは委任状

第22条 ライセンス

出願権及び意匠権は、ライセンスされ国内領域の全部又は一部分内で効力を有することができる。

意匠登録簿におけるライセンスの記録につき、次の書類が提出されなければならない。

- (a) 実施権者及び実施許諾者の宣言及び署名、意匠の登録番号、契約期間及び契約料を含む認証ライセンス契約
- (b) 意匠登録証原本
- (c) 手数料納付領収書原本
- (d) 実施権者が法人であるときは署名一覧
- (e) 任命されているときは代理人への委任状

第23条 無効の効力

意匠権の無効に係る裁判所決定は、登録簿に記録されるものとし、登録簿記録後に工業意匠公報の次号において公告されるものとする。

第2章 手数料、謄本、登録簿及び優先権

第24条 手数料

意匠出願及び登録に関して納付される手数料は、法律 No. 544 第 6f 条及び第 25 条の規定により庁の管掌する手数料回報において公告されるものとする。

手数料は、出願人又は意匠権者若しくは代理人により納付される。

庁は、納付期間につき出願人又は意匠権者若しくは代理人に通達を交付するものとし、納付が所定期間内になされないときは、出願は無効とみなされるものとする。

第25条 謄本

意匠登録証の謄本は、意匠権者又は代理人の請求時に提供されるものとする。

写しを入手するために次の書類が提出されなければならない。

- (a) 申請書
- (b) 手数料納付領収書原本

第26条 登録簿

請求があれば回報に規定の手数料の納付時に、登録簿の謄本が入手可能となるものとするが、公告の延期が請求され公告延期間が満了していない意匠は除かれるものとする。

第27条 優先権

優先権主張は、願書においてなされなければならない。優先権書類は、出願日後 3 月以内に提出されなければならない。優先権主張が受理された場合は、次の所見が登録簿及び意匠登録証に記録される。

「本意匠登録の最先出願は、出願番号.....をもって.....月.....日に.....の管掌下で出願されたものである。よって、.....の日付で優先権に対して適格であることをここに認めるものである。」

博覧会の出品による優先権主張が受容される場合は、次の所見が登録簿及び意匠登録証に記録される。

「.....により作成された、日付.....、番号.....の書類による証拠が示すとおり、本意匠は.....の博覧会において最初に展示されたものである。よって、.....日付で優先権に対して適格であることをここに認めるものである。」

第3章 意匠権の放棄

第28条 意匠権の放棄

意匠権者は、意匠権から又は出願権から発生する当該人の権利の全部又は一部分を放棄することができる。意匠登録簿に記録の実施権者又は権利者の承諾なく当該人の権利を放棄することができない。放棄は、庁において書類で申請されなければならない。

放棄は、意匠登録簿の記入日に発効するものとする。

第 5 部 最終規定

経過第 1 条

工業意匠保護に係る法律 No. 554 に関する施行規則の施行前に、並びに、法律 No. 544 第 6f 条及び第 25 条の規定の下に庁により管掌される手数料回報の施行前に納付されていない手数料は、本規則の施行後 2 月以内に納付されるものとし、当該期間内に当該手数料が納付されないときは、出願は取り下げられたものとみなされる。

第 29 条 施行

本規則は、公布の日に施行されるものとする。

第 30 条 執行

本規則は、トルコ特許庁長官により執行されるものとする。